

第 26 号議案

加東市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

加東市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市手数料条例の一部を改正する条例

加東市手数料条例（平成 18 年加東市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

別表許認可手数料の部介護保険指定申請の款に次のように加える。

59	介護保険法第 79 条第 1 項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	1 件につき	20,000 円
60	介護保険法第 79 条の 2 第 4 項において準用する同法第 79 条第 1 項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	1 件につき	10,000 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の加東市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった事務に係る手数料について適用し、同日前に申請のあった事務に係る手数料については、なお従前の例による。

第26号議案 要旨

加東市手数料条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

介護保険法（平成9年法律第123号）の一部が改正され、指定居宅介護支援事業者の新規指定申請及び指定更新申請に対する審査に係る事務が、都道府県から市町村に移譲されたことに伴い、当該事務が特定の者のためにする事務であることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、手数料を徴収するものである。

2 改正内容

加東市内の指定居宅介護支援事業者の新規指定申請及び指定更新申請に係る審査に対する手数料を定めること。（別表関係）

指定居宅介護支援事業者

新規指定申請の審査 20,000円 指定更新申請の審査 10,000円

※手数料の額は、兵庫県及び兵庫県内の政令市・中核市と同額

北播磨市町についても同額を予定している。

3 施行期日 平成30年4月1日

4 その他

手数料徴収の対象となる事業所数は、市内13事業所（休止中2事業所を除く。）である。

				<u>同法第79条第1項の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査</u>		
--	--	--	--	---	--	--